

第10回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日(木)午前10時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、3番 遠藤 愛、4番 平田 壽和

5番 後藤 満良、6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第23号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 報告第25号 非農地証明の結果報告について

第 7 議 第 38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 8 議 第 39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第10 議 第 41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第11 議 第 42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

第12 議 第 43号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 小関未夢、主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野 勝廣

ただ今より、第10回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席8番、市川委員、議席9番、高橋委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第23号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第23号、令和5年10月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有権の移転ですが、10月申し出件数が1件、田14,154㎡、そのうち個人への調整決定件数が1件、田14,154㎡です。所有権移転合計件数が1件、田14,154㎡です。これらは川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第24号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

3ページをお開きください。報告の前に一点訂正がございます。4ページをお開きください。番号6番の●●と●●の解約の件ですが、合計を書き忘れていたので、合計を4,794㎡に訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。報告第24号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和5年11月27日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は12件

です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第25号、非農地証明の結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページをお開きください。報告第25号、非農地証明の結果報告について、申請件数は3件です。

ページ開いていただきまして7ページです。1件目ですが、願い人●●、土地については、大字高山字畑中3458-3、畑で327㎡でございます。2番の非農地となった時期及び事由については、平成13年頃から、地目畑ですが畑としては利用しておらず、今後ともその予定がないため、現況雑種地としてということでの願い出というふうになります。

令和5年の11月16日に、高橋孝博委員と勝見委員と事務局で現地を調査した結果、申請のとおり相違ないことを確認しております。

8ページをお開きください。2件目です。願い人●●、土地については、大字吉田字番匠免一2452-2、田129㎡、計田4筆1,260㎡、畑4筆137㎡です。非農地となった時期及び事由については、平成12年頃から、地番でいくと2452-2というところと、5433-1というところが宅地として、それ以外は原野というような現況になっております。中身は、平成12年に居宅と小屋を建てましたが、隣接する幹線道路への進入路もその時設置しております。宅地と一体的な利用が見られるところもあり、その他の農地も宅地周辺の農地であり、同時期から農地としては使用していないということがございます。なお、●●の家は高齢の方のみの居住でありまして、宅地と今住んでいる居宅と周辺の土地を含めて売買したいというような話からこの願い出が出されております。調査員の意見といたしまして、同じく令和5年11月16日に高橋委員と勝見委員と事務局で現地調査を行い、申請のとおり相違ないことを確認しております。

9ページをお開きください。願い人●●、土地については、大字上小松字平谷地5095-844、地目が畑で42㎡でございます。非農地となった時期及び事由については、平成2年頃から居宅が道路から奥まったところに建てられておりまして、そこに入り出すための通路として利用しており、コンクリート舗装もその当時行っていたということで、そのまま現在に至っているところがございます。調査員の意見といたしまして、同じく令和5年の11月16日に高橋委員、勝見委員と事務局で現地調査を行い、申請のとおり相違ないことを確認しております。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第38号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きください。議第38号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和5年11月27日提出、川西町農業委員会会長名。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げたいと思います。

1番、●●、●●、大字上小松字西十日町3580-1、畑389㎡、離農、空き家付随農地取得です。

2番、●●、●●、大字高豆蔻字西河内1262-2、畑442㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

3番、●●、●●、大字時田字虚空蔵山2314-88、畑で636㎡です。離農、空き家付随農地取得になります。

11ページお開きいただきまして、4番です。●●、●●、大字時田字高田1031-1、田145㎡、農地の交換です。

5番、●●、●●、大字時田字高田1031-8、田で144㎡、4番と同様です。

6番、●●、●●、大字苳字下苳371-1、田12,017㎡、こちらも農地の交換になります。

7番、●●、●●、大字苳字上苳24、田3,457㎡、計田5筆13,454㎡、6番の土地と交換するものでございます。

以上、今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件には該当しておりません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。11月14日に高橋徹推進委員と私のほうで現地調査して参りました。今回の申請は、空き家に付随する農地取得であります。譲受人から、農地として継続して耕作する旨の誓約書、農地利用計画も提出されており、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、総額●●円は妥当だと判断しますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席6番、勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号2番について、11月16日に推進委員渡部正広委員が現地を調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a対価●●円は妥当と思います。

よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番から7番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号3番について、11月12日に、推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、空き家に付随する農地取得です。譲受人から、農地として継続して耕作をする旨の誓約書、農地利用計画も提出されており、周辺の農地への影響はないと思います。農地について無償による譲渡であります。

番号4番、5番について、11月13日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、農地の交換であり、交換により集約的に効率的な作業につながり、周辺の農地への影響もないと思います。無償による交換であり、●●は非農家であります。交換後、農地中間管理機構を通じた賃貸借契約が手続き中です。

番号6番、7番について、11月18日に推進委員情野委員が現地調査をしました。今回の申請は、農地の交換であります。交換により、集約的、効率的な作業につながり、周辺の農地への影響もないと思います。無償による交換あり、●●は法人の代表であるため、交換後、法人への賃貸借契約を進めます。

以上です。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第39号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

初めに、議事の進め方についてお諮りします。本件の中で整理番号5番は、議席4番、平田委員に関する案件であり、議事参与制限に該当します。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、議席4番、平田委員は当該案件の審議中は室外に退席といたします。

整理番号5番について審議を行うので、議席4番、平田委員は退席ください。

(平田壽和委員退席)

それでは、整理番号5番の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

まず初めに12ページをお開きください。議第39号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年11月27日提出、川西町農業委員会会長名。ページ開いていただきまして、13ページの5番をご覧くださいと思います。

番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

5番、平田壽和、農事組合法人大河原農園代表理事、大河原弘。場所は大字朴沢字前田1426-1、田2、558㎡、計田3筆6、029㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件には該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号5番の件について、議席8番、市川委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号5番については、11月15日に高橋委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断しますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。整理番号5番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

平田委員の復席を求めます。

(平田壽和委員着席)

次に決定いただきました整理番号5番を除いた案件について、事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

12ページをお開きいただきたいと思います。それでは、5番以外の1番から説明させていただきます。

1番、●●、●●、土地については大字西大塚字原の前3900-1、田3, 261㎡、計田3筆3, 410㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

2番、●●、●●、大字時田字石川236-1、田2, 304㎡、計田3筆9, 367㎡、離農、経営規模拡大です。

3番、●●、●●、大字高山字中里西1184-2、田756㎡、計田4筆6, 435㎡、離農、経営規模拡大です。13ページお開きください。

4番、●●、●●、大字高山字林4379、田11, 853㎡、計田3筆23, 978㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上、今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番、平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、11月18日に推進委員堀越委員と私が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に番号2番から4番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号2番について、11月12日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号3番について、11月11日に推進委員佐藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、10a当たり借賃●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、11月11日に推進委員佐藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a当たり借賃●●円は妥当だと判断します。

よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第40号、農法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

14ページをお開きください。議第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求めます。令和5年11月27日提出、川西町農業委員会会長名。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字時田字石川237、田937㎡、離農、経営規模拡大です。

以上今回の申請について、借り人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、11月12日に、推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。借り受け人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。先に審議いただいた賃借人決定の農地と隣接しておりますが、申請者同士の話し合いにより、賃借するものです。

以上です。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第41号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

15ページをお開きください。議第41号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について、許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。令和5年11月27日提出、川西町農業委員会会長名。

1番、申請人については●●、譲受人が●●、場所は大字朴沢字谷地1818-4、地目が田んぼで484㎡です。農地区分は第2種農地でございます、使用目的は、事業用地ということで、朴沢にある古民家●●というところの駐車場を整備するものでございます。別段に送付しております転用の補足資料で補足させていただきたいと思っております。

資料1ページ、2ページ目は申請書の写しとなりまして、3ページが案内図、位置図でございます。4ページお開きいただきまして、字切図付けておりますが、今回の申請地は黄色で色染めしてある1818-4という場所でございますが、隣接する1818-3という細いところと、その右側の1818-1を含めまして3筆が1筆の状態でした。申請の前は。ただ、今回の申請にあたりまして、分筆を行いこの字切図のように分筆されたところでございます。分筆の詳細については、次の5ページの測量図を

ご覧いただければと思います。

7ページには、転用にかかる土地利用計画図を載せております。総事業費は●●円でございます。資金調達方法は全額自己資金で調達する計画で、残高証明書により確認しております。そのうち、土地取得費は●●円ということになります。駐車場の整備ですので、排水同意の必要がありません。雨水については、地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。11月の16日に勝見委員と私、そして事務局で現地調査をして参りました。申請の場所は、朴沢地内にある第2種農地の田であり、申請者が事業を行っている●●の駐車場を整備するための申請であります。転用後の造成については、約60cmの盛土を行い、また、土留めによる法面保護を行う計画で、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断しますので、よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第42号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

16ページをお開きください。議第42号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について、許可申請があったので知事

に送付の意見を付せられたい。令和5年11月27日提出、川西町農業委員会会長名。案件を説明する前に、大変申し訳ありませんが訂正をお願いしたいと思います。土地の所在の地番でございますが、1818-4と記載ありますが、1818-3の誤りです。大変申し訳ありません。それでは読み上げます。

1番、貸人●●、借人●●、土地については大字朴沢字谷地1818-3、地目は田んぼで131㎡です。農地区分については、第2種農地ということで使用目的は、事業用地として、同じく古民家●●への通路を整備するものでございます。先ほどの別添の補足資料にも資料として載せておりますが、先ほどの所有権移転と同じ場所で、先ほどの所有権移転のところは駐車場の整備でしたが、今回は●●に向かう通路、常口の整備になりますので、よろしく申し上げます。補足資料でいくと、11ページでございますが、先ほど字切図で駐車場用地として申請があったものの、右側黄色く染めているところが通路ということになります。こちらも排水同意の必要がなく、雨水も地下浸透の計画でございます。周辺農地への影響もなく許可基準に沿った申請内容と判断いたしますのでよろしく申し上げます。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。11月の16日に勝見委員と私、そして事務局で現地の調査をしてきました。申請の土地は、朴沢地内にある第2種農地の田であり、申請者が事業を行っている●●への通路を整備するための申請です。転用後の造成については、約60cmの盛土を行い、また、土留めによる法面の保護を行う計画で、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断しますので、よろしく申し上げます。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

休憩をお願いします。

(休憩)

休憩前に戻り始めます。

(質問なし)

ご質問等なければお諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第12、議第43号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

17ページをお開きください。議第43号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和5年11月27日提出、川西町農業委員会会長名。

次のページをお開きください。所有権移転各筆明細、申請件数は1件です。番号、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、所有権の移転を受ける者、10a対価、備考の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる。)

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第10回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和5年11月27日

川西町農業委員会議長	会 長	新野 博彦
議事録署名委員	8番	市川 博幸
議事録署名委員	9番	高橋 考博

